



平成 19 年 7 月 2 日

記者資料配布

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時提供：名古屋・京都・神戸の各経済記者クラブ)

名京阪神 4 商工会議所による

「平成 20 年度中小企業対策に関する要望」建議について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部
(豊島・伊藤)
06 - 6944 - 6304

【概 要】

- 大阪商工会議所をはじめ、名古屋・京都・神戸の 4 商工会議所は、本日、「平成 20 年度中小企業対策に関する要望」を共同で内閣総理大臣はじめ政府関係機関などへ建議する。本要望は、名京阪神 4 商工会議所の各担当委員会で取りまとめたもの（大阪商工会議所は中堅・中小企業委員会＝委員長：更家悠介・サラヤ㈱社長）。
- **本要望では、頑張る中小企業への支援充実と、中小企業の底上げによる本格的な経済成長の実現に向けた幅広い施策の展開を強く求めている。**
特に、中小企業の技術革新や生産性向上への支援に加え、金融機能の拡充や人材確保、税制改正など合計 23 項目を要望している。

【特徴的な要望事項】

- **中小企業の新事業展開に対する支援拡充<本文 1 ページ>**
新たな事業活動に取り組む企業を支援する「経営革新支援事業」については、承認を受けた企業に対する金融・税制、フォローアップ体制等をさらに拡充すべき。また、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく、新事業への支援施策については、ハンズオン支援によるきめ細かな対応を行うとともに、確実な事業化、将来的な市場の創造を見すえた実行性のある計画認定と力強い支援体制の整備を図るべき。
- **中小企業の生産性向上に向けた支援<本文 3 ページ>**
小売商業やサービス業の IT 化、機械化、経営改善等が円滑に進むよう、設備投資を促進するための金融・税制支援をはじめ、人材育成や経営ノウハウを伝授するための経営戦略等に長けた企業 OB や専門家の派遣など、総合的な支援拡充を図るべき。また、過疎化、高齢化が進む地域においては、公共的サービスの代替として、地域の中小小売・サービス業の活用を検討すべき。



○ **サービス産業分野の学術研究と産官学連携の強化<本文3ページ>**

サービス産業分野において、学術的な研究やケーススタディ（先進事例検証）を推進すべき。また、『産官学連携によるプラットフォーム』を新たに構築し、関連企業と大学・研究機関等との連携による共同実証研究や成果のフィードバック、並びに製造業など異業種との融合・コラボレーション推進を図るなど、産官学による連携・協働等を加速させる制度と体制を早期に創設・展開すべき。

○ **サービス産業の経営ノウハウ等の知的財産化<本文4ページ>**

サービス産業に関して、サービスの特徴や経営ノウハウ全般を知的財産として保護し、世界規模で特許化出来る制度・システムを早急に研究・創設すべき。

○ **小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保 <本文4ページ>**

地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて相談指導事業をはじめとする経営支援事業が存分に展開できるよう、小規模事業体策予算が十分かつ安定的に確保されるよう配慮すべき。

○ **中小企業金融機能の維持・拡充と再生支援<本文5～6ページ>**

新しい政府系金融機関については、中小企業への資金供給や利便性に支障をきたすことのないよう、十分配慮すべき。また、信用保証制度については、第三者保証人の徴求廃止を徹底するとともに、責任共有制度導入により中小企業に対する金融機関の貸出姿勢が消極化するなどの影響を生じさせないよう、十分な配慮を払うべき。

○ **シニア人材（新現役）の活用<本文6ページ>**

シニア人材（新現役）*に関して、地域・業界単位や異業種間での人材交流を促進する人材登録・紹介制度等のネットワーク網の拡充を検討すべき。また、技能検定資格保有者など熟練技能者（企業OBも含む）を希望に応じて中小企業に長期派遣する制度を創設すべき。

*シニア人材（新現役）：退職後も自らの知識や経験を活かしたいという意欲を持つ人材のこと

○ **事業承継の円滑化に向けた税制等の確立<本文7ページ>**

事業承継税制については、事業継続を前提とした場合の事業用資産の原則非課税化など、抜本的な見直しを図るべき。また、非上場株式の評価方法についても見直しを図るべき。

○ **大規模災害対策への支援 <本文7ページ>**

地震等大規模災害に対して、中小企業が事前に行う建物や工場設備等の耐震診断や耐震補強のための設備投資、防災用品購入等に際して、補助や税制面での優遇措置を図るべき。併せて、中小企業へのBCP（緊急時企業存続計画）の普及促進策を講じるべき。

以 上

平成 19 年 7 月

平成 20 年度中小企業対策に関する要望

大阪商工会議所
神戸商工会議所
名古屋商工会議所
京都商工会議所

我が国経済は、戦後最長といわれる景気回復局面にあるものの、中小企業は依然厳しい経営環境下にあり、業種・規模・地域間にばらつきがみられるなど、景気回復を実感できない状況が続いている。加えて、原油高をはじめとする原材料価格の高騰や少子高齢化、経済のグローバル化に伴う海外との競争激化といった不安要因を抱え、先行き楽観を許さない状況にある。

このような中、地域経済活力の源泉である中小企業は、事業深化や新たな事業展開などに積極的に取り組むなど懸命な自助努力を行っている。政府はこうした動きを的確に把握し、意欲と能力を持った中小企業が、その力を存分に発揮できるような支援体制を整備・拡充するとともに、中小企業の底上げによる本格的な景気回復の実現に向けた施策展開を図っていくことが肝要である。

かかる観点から、下記の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

1. 意欲的な中小企業に対する成長支援

(1) 中小企業の新事業展開に対する支援拡充

地域の中小企業の活性化は我が国経済全体の底上げを図るうえで極めて重要な課題である。「中小企業新事業活動促進法」に基づいた「経営革新」は、新たに取り組む事業活動を支援することから、中小企業のチャレンジ精神を喚起させるものとして、その活性化には非常に有効な施策であり、承認事業に対する金融・税制、フォローアップ体制等のさらなる拡充を図られたい。

また、各地の「強み」である地域資源を活用した新事業を支援する「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援施策については、ハンズオン支援によるきめ細かな対応を行うとともに、確実な事業化、将来的な市場の創造を見すえた実行性のある計画内容の認定と力強い支援体制の整備を図られたい。

(2) 創業・ベンチャー企業に対する支援

1990 年代後半以降、廃業率が開業率を大きく上回っている中、ようやく開業率が上向いてきており、こうした息吹を絶やさぬよう創業・ベンチャー企業に対し

助成事業や融資制度の充実に加え、広く起業・独立に向けた支援体制の強化を図られたい。折しも団塊の世代が定年を迎え、「2007 年問題」などと呼ばれる社会現象を引き起こしている。気力・体力・資力・技術力等を備え、精神的に若く知的好奇心が旺盛で働く意欲が強いアクティブシニア層の起業に対し、特段の配慮を図られたい。

（３）中小企業のものづくり支援

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の制定により、先端新産業分野の発展を支える優れた基盤技術(オンリーワン技術)を持つ中小企業の研究開発や技術革新支援などの促進が期待される。多くの中小企業が本施策をはじめとするものづくり関係施策を十分に活用できるよう、その積極的な普及啓発と利用者が活用しやすい制度の運用を図られたい。

（４）中小企業の知的財産保護に向けた支援拡充

我が国の特許制度は、開発技術を保護し、新たな技術開発を促進するという本来機能とともに、特許出願 18 ヶ月後には全情報が電子媒体を通じて世界中へ公開されるなど、技術流出や模倣を助長するといった問題も抱えている。

特に中小企業にとっては、技術開発から特許権取得までにかかるコストは膨大である。ついては、従来から要望している中小企業における特許権取得に係る費用負担の軽減はもとより、技術ノウハウ等を秘匿する場合の権益保護の方策として、先使用権制度の有効かつ簡便な手続きなどの検討をお願いしたい。

（５）「中小企業の会計に関する指針」等の普及

中小企業の資金調達や取引の円滑化のためには、自社の経営状況を的確に把握し、財務情報の精度を高め、信用力ある計算書類の作成と開示が重要となっている。特に、新会社法においては、取締役と共同して計算書類を作成する会計参与制度が新設されるなど、中小企業における会計整備の必要性、重要性が高まっていることから、「中小企業の会計に関する指針」の普及浸透に向けての施策を展開されるとともに、会計参与導入を促進するための環境整備とインセンティブの付与を図られたい。

e-tax については、税務署とも協力して商工会議所として P R とその普及に努めているが、顕著な実績は挙がっていないことから、利用率向上のため所得税額の特別控除にとどまらず、多様なインセンティブの付与について検討されたい。

２．地域経済を支える中小企業の底上げ支援

(１) 中小企業の生産性向上に向けた支援

地域経済の中核であり、その担い手の多くが中小企業である商業・サービス業においては、生産性の向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。ついては、小売商業やサービス業のＩＴ化、機械化、経営改善等が円滑に進むよう、設備投資を促進するための金融・税制支援をはじめ、人材育成や経営ノウハウを伝授するための経営戦略等に長けた企業ＯＢや専門家の派遣など、総合的な支援拡充を図られたい。

また、過疎化、高齢化が進む地域においては、公共的サービスを民間が担うことへの期待が高まっているため、公共的サービスの代替として、地域の中小小売・サービス業の活用を検討されたい。

(２) 中小小売商業・商店街等の活性化支援

社会構造の変化等によって厳しい経営環境に直面しながらも、自ら知恵を出し合い果敢に挑戦しようとする中小小売店、商店街への支援を拡充されたい。特に、高度化資金における役員保証の廃止や借入償還に係る税制上の支援措置を講じるとともに、高齢化社会に対応し、地域コミュニティの発展や都市機能の強化に寄与する取り組みには、補助率の引き上げや手続きの簡素化、事業期間の弾力化等を図られたい。

３．サービス産業におけるイノベーションと生産性向上のための支援

(１) サービス産業分野の学術研究と産官学連携の強化

製造業等と比較して、生産性向上が立ち遅れているサービス産業分野において、欧米が先行しているサービス工学、サービス・サイエンス、ならびに人間工学等の観点から学術的な研究やケーススタディ（先進事例検証）を推進されたい。

また、サービス産業におけるイノベーションと生産性向上を加速させるため、『産官学連携によるプラットフォーム』を新たに構築し、関連企業と大学・研究機関等との連携による共同実証研究や成果のフィードバック、並びに製造業など異業種との融合・コラボレーションの推進を図るなど、サービス産業分野における産官学による英知の結集と相互の連携・協働等を加速させる制度と体制を早期に創設・展開されたい。

(２) 製造管理ノウハウのサービス産業への応用

製造業においては、製造現場をモデルとした効率化・品質管理のための製造管理ノウハウが数多く研究され、実際の現場で実践・展開されている。しかしながら、サービス産業の分野においては、未だ製造業における製造管理のノウハウが

幅広く活用されている状況にない。そこで、製造業が有する数々の管理ノウハウをサービス産業分野へ速やかに移転・導入するため、製造業のOB人材（生産管理担当者等）をサービス産業の企業や現場へ派遣する制度を創設されたい。

（３）サービス産業の経営ノウハウ等の知的財産化

サービス産業では、提供と同時にそのサービス価値が消滅するという同時性によって、独自にサービス・経営ノウハウを開発してもその保護が極めて困難である。その結果、企業が生み出した新たなサービスやノウハウが容易に模倣され、その優位性が比較的短期間で消滅してしまう。そこで、企業が開発・提供するサービスやノウハウの新規性・優位性・革新性等の特徴はもとより、各種マニュアルや経営管理形態を含む事業・業務・サービスなど経営ノウハウ全般を知的財産として保護し、世界規模で特許化出来る制度・システムを早急に研究・創設されたい。

（４）公的な業種別品質認証制度の創設

サービス産業においては、提供するサービスや品質を事前に確認できないため、「信頼性」を確保することが重要な課題となっている。その課題の解決のためには、消費者やユーザーが、サービスの品質や価値を客観的に判断・評価できる明確な基準を構築する必要がある。そこで、サービス産業の各業種・分野における信頼性の確保とサービス品質の保証を目的とした公的な品質認証制度を創設されたい。

４．小規模事業者対策予算の十分かつ安定的な確保

中小企業基本法の改正以来、「やる気」や「革新性のある」中小企業に対する対策が種々講じられてきたが、現在、政府が政策課題の中心のひとつに据えている地域間や企業規模間の格差是正を実りあるものにするためには、商工会議所等が実施する小規模事業者への経営支援策の充実が不可欠である。

三位一体改革での税源委譲に伴い、小規模企業等活性化補助金による小規模事業者対策については各都道府県の裁量で実施されているが、財政事情等により、地方によっては十分な予算化がなされず縮小されている。ついては、地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じて相談指導事業をはじめとする経営支援事業が十分に展開できるよう、小規模事業者対策予算が十分かつ安定的に確保されるよう配慮されたい。

また、今後、国をあげて取り組む中小企業底上げ戦略の中で、経営改善普及事業における基礎的な相談指導事業をはじめ、特に生産性の低い零細で生業的な小規模企業に対する底上げ対策を明確に位置付けて強力に推進されたい。

5．中小企業金融機能の維持・拡充と再生支援

(1) 政府系中小企業金融機関の機能強化

我が国経済を支え地域経済の担い手である中小企業が、厳しい経済環境下で懸命な経営努力を続けている中で、中小企業向けの金融機能を維持することは極めて重要である。平成20年度に政府系金融機関の統合・民営化が控えているが、これまでの政府系金融機関の役割に鑑み、中小企業への資金供給や利便性に支障をきたすことのないよう、十分配慮されたい。

特に、創業・事業再生等で資金調達が困難な企業や、小規模事業者向けの資金供給機能を強化されたい。また、高い技術力を持つ中小企業やベンチャー企業の自社製品や知的財産などを担保評価する機能的な融資の整備拡充を図られたい。

(2) 小企業等経営改善資金（マル経）の拡充

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

平成20年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450万円）を本枠（限度額1,000万円）に統合。

返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。

多様な資金需要に対応するため、5人以下となっている商業・サービス業の従業員数要件の緩和。

国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金（マル経）の融資対象に追加。

(3) 信用補完制度見直しにあたっての配慮等

中小企業金融において大きな役割を果たしている信用保証制度については、第三者保証人の徴求廃止を徹底するとともに、責任共有制度導入により中小企業に対する金融機関の貸出姿勢が消極化するなどの影響を生じさせないよう、十分な配慮を払われたい。特に、信用保証制度に依存する企業に与える影響を最小限に留めるよう、セーフティネット貸付などに対しては全額保証を継続するなど柔軟な対応を検討されるとともに、小口零細企業保証制度については、保証限度額を3,000万円程度に拡充されたい。

また、民間金融機関の金融検査マニュアルについては、中小企業の実態に配慮し、中小企業向け融資に影響を生じさせない運用を図られたい。

(4) 中小企業再生支援協議会の機能強化及び活用促進

全国中小企業再生支援協議会事務局(仮称)の運営については、再生支援人材の育成や各種情報提供など各地の協議会活動に対して効果的な側面支援を行うとともに、支援業務マニュアルの作成、運用、基準の統一等については、各地の実情に

応じた対応を図られたい。

また、中小企業再生については、事業活動や財務内容等が大きく毀損する前に、問題点を発見し対応策を検討することが必要であることから、中小企業者はもとより、金融機関等の関係各方面に対して早期着手の重要性や中小企業再生支援協議会の積極的な活用についての啓蒙活動を強化されたい。

6．中小企業における雇用対策・人材確保と技術伝承支援

(1) シニア人材（新現役）の活用

シニア人材（新現役）が有する技術・ノウハウや経営知識・人脈等を中小企業や地域の振興に活かすとともに、我が国の財産として海外への安易な流出を防ぐため、大企業から中小企業へ、大都市から地方へ、海外から国内回帰へ、とシニア人材（新現役）活用の流れを創り出すことが重要となりつつある。そこで、地域・業界単位や異業種間での人材交流を促進する人材登録・紹介制度等のネットワーク網の拡充を検討されたい。また、基盤技術や生産工程管理に関する技能検定資格保有者など、当該分野における熟練技能者（企業 OB も含む）を希望に応じて中小企業に長期派遣する制度を創設されたい。

(2) 中小企業の雇用対策・技術伝承支援

地場産業やそれに伴う技術については、後継技術者の育成等が進まず、やむなく廃業、技術破綻してしまう恐れがある。事業経営者の高齢化、後継者不足による活力低下の阻止や伝統技術の継承を図るために、国の主導により当該分野に秀でた就労希望者を全国レベルで募集・斡旋し、就労先に対し助成金を交付する制度の創設を検討されたい。

(3) 新たな就業体系の構築に取り組む中小企業支援

将来の労働力不足を回避するため、中小企業においても子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる企業は多い。そこで、育児休業の延長や在宅勤務制度の導入、社内託児所の整備など、子育てをする者が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度の創設や子育て支援助成金、税制面での優遇措置等のさらなる拡充を図られたい。また、社員の福利厚生を幅広く充実させるための助成制度や融資制度の拡充を図られたい。

さらに、人材難の中小企業者にとってパート労働者は企業活動の重要な担い手であるが、パート労働者が配偶者控除ならびに社会保険の扶養控除の観点から就業時間を調整している実態に即し、それぞれの控除年収枠を引き上げられたい。

(4) 外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

外国人研修・技能実習制度については、研修生に配慮した適正な運用を図られるとともに、高度技能実習制度の導入、技能実習移行対象職種の追加、受入人数枠の拡大や優秀な技能実習修了生への就労資格付与など、企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。

7. 中小企業の活性化に向けた税制改正等

(1) 事業承継の円滑化に向けた税制等の確立

事業承継税制については、経営者個人の財産の相続ではなく経済社会の基盤である企業の存続という観点に立ち、事業継続を前提とした場合の事業用資産の原則非課税化など、抜本的な見直しを図られたい。また、非上場株式の評価方法についても見直しを図られたい。

一方、国では、事業承継協議会のもと事業承継ガイドラインを策定されたが、今後は関係各機関との連携により、ガイドラインの普及・啓発や後継者育成、セミナーの開催など、中小企業の事業承継を強力にサポートするネットワーク体制を構築されるとともに、円滑な事業承継が行えるよう、資金・税制面での支援措置を図られたい。

(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入措置の見直し

特殊支配同族会社の役員給与について損金算入の制限措置は、平成 19 年度税制改正において適用除外基準の見直しがなされたが、依然として中小企業の大多数を占める同族会社の経営に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、直ちに全廃されたい。

8. 大規模災害対策への支援

地震等大規模災害が発生した場合には、非常に大きな経済損失が予想されるにもかかわらず、大企業に比べ、中小規模の企業においては対応の遅れが懸念されている。

そこで、地震等大規模災害に対して、中小企業が事前に行う建物や工場設備等の耐震診断や耐震補強のための設備投資、防災用品購入等に際して、補助や税制面での優遇措置を図られたい。併せて、中小企業への BCP(緊急時企業存続計画)の普及促進策を講じられたい。

以 上